

1. はじめに

通潤橋・通潤用水は、阿蘇山麓の白糸台地に通水し、台地の畑地を水田につくり変えるために建設された、総延長42kmに及ぶ水路と巨大な水路橋である。上益城郡矢部手永惣庄屋の布田保之助による熊本藩庁への事業申請を経て、嘉永5年（1852）12月に着工し、矢部手永の公共事業として建設が進められ、水路橋部分は安政元年（1854）8月晦日に完成した。数十か村で構成された「手永」は、百姓身分を出自とする惣庄屋（大庄屋）らによって自治的に運営された熊本藩の地域行政機構である。つまり、通潤橋・通潤用水とは、19世紀半ばの幕末期、百姓身分を担い手とした地域社会が主体となり、建設された農業水利施設としての性格をもつ。本稿では、日本近世の地域社会史という観点から、その建設がどのような歴史的文脈のもとにあり、いかなる評価がなされるべきかについて、ささやかな検討を行う。

通潤橋・通潤用水には、近世・近代の農業水利施設と比較した際、普遍性ととも顕著な特殊性が認められる。普遍性を述べれば、その総延長は、いずれも70km以上を誇る日本三大農業用水（見沼代用水・葛西用水・明治用水）に及ぶものではなく、通潤用水規模のものは、当該期に一般的であったことがあげられる。これに対して、本報告書所収の諸論考が明らかにしているように、通潤橋・通潤用水は、①わが国最大規模の石造アーチ水路橋である点、②近世城郭に特徴的な「矩返し勾配」をもつ鞘石垣が採用されている点、③水路橋とサイホンを一体化させた独創的な構造物であり、近世の水路技術の集大成的存在である点など、多くの際立った特徴を有している。日本国内でも類を見ない巨大な水路橋だという認識は、明治12年（1879）1月の地元の区戸長による熊本県令宛の上申書に、「通潤橋ノ功跡、眼前衆庶ノ仰ク処ニシテ、恐ク皇国無双ノ水樋ニ可有之」¹と記されている点からも、遅くとも完成から約20年後の地元では、既に共有されていたことがわかる。

通潤橋・通潤用水事業の実施過程を文献史料に即して分析した吉村豊雄氏は、当該事業の最大の特質が、企画立案・技術研究、事業推進組織・資金調達・労働編成、事業後の維持・管理体制などの全てにわたり、手永の事業として推進された点にあったとし、「地域社会がたどり着いた一つの到達形態を画する」と高く評価している（吉村2013）。

それでは、かかる地域社会主体の事業が幕末期に実現された歴史的背景には、いかなるものがあったのか。また、熊本藩の手永制とはどのような組織であり、いかなる特質を有していたために、大がかりな通潤橋・通潤用水事業を推進することができたのだろうか。以下、日本近世社会の展開や熊本藩政の動向をふまえながら考察を進めたい。

2. 日本近世の地域開発事業の変化

河川や用水路からの取水は、その流域や水懸りに住む人びとが生活や生産活動を営む上で、まさに不可欠な行為である。そのため、農業水利施設は古くから存在し、村共同体が成立した14世紀以降の畿内や近江国では、村々からなる地域社会が用水を自律的に管理していた（稲葉1998）。しかし、近世になると農業水利施設は大規模化し、その工事件数も急増する。とりわけ17世紀には、全国各地で河川改修によって大規模な用水路などが建設され、中小規模の施設も急増した結果、「大開発の時代」と称される新田開発の大きな進展をもたらされた。こうした当該期の農業水利施設の整備に、幕府や大名という統一的な領主権力が大きく関与していたことは、よく知られた事実である（萬代・中林2017）。

建設された農業水利施設には、その後の維持管理費用が必要となる。近世を通じて農業水利施設は増加したため、当然ながら維持管理費用も増大していく。ここで注目すべきは、幕府や大名はそうした費用に関して、年貢増徴で補うことを基本的に行わなかった事実である（今村・中林2017）。年貢の課税基礎であった石高（村高）の数値は、18世紀以降ほとんど変化がみられず、年貢率も停滞を続けた（ミス1995）。これは、あくまで年貢量は村共同体との合意に基づくものであり、いったん検地によって

村高が確定されると、領主権力による大幅な年貢増徴が基本的に困難であったことに由来している。

その代わりに幕府や大名がとったのは、農業水利施設を含む多くの社会資本の維持管理業務を、必要な財源とともに、大庄屋制や組合村、あるいは個別村落に請け負わせる体制への移行であった（今村・中林2017）。18世紀半ば以降の幕領などにおける郡中－組合村－村という行政系列（久留島2002）や、諸藩領における重層的な行財政組織の形成（久留島1995、今村2020）は、こうした幕府や大名の政策と対応したものといえる。この動向は、地域側の視点からみれば、非領主身分を直接の担い手とする政治社会領域や、地域社会が担う社会的機能の拡大を意味するものであり、近代社会形成の重要な歴史的前提と評価される（奥村1989、今村2020）。なお、熊本藩の手永制は、全国的にみられた大庄屋制の一つである。

そして、18世紀半ば以降の大庄屋制や組合村、あるいは村は、既存の社会資本の維持管理のみならず、新規の農業水利施設事業をも行っていく。熊本藩の手永制による通潤橋・通潤用水事業はその代表的な事例といえるが、これに類する他地域の事例として、1830年代の伊勢国飯野郡射和村の溜池建設があげられる（谷本2017）。これは、同村の有力商家3家が主宰した開発事業であり、その目的は、凶作で打撃を受けた村民生活の立て直しのために同村の用水不足問題の抜本的解決を図ること、また村民に賃金稼ぎの機会を提供することにあった。総工費3500両は3家により全額負担された。領主である鳥羽藩の関与は、普請計画に許可を与え、工事を公認することに留まった。技術面では、隣接する藩の役人から助言を受けつつ、雇用された村民が労働力の主体となり、「黒鋏」と呼ばれる熟練作業者がそれを補助した。溜池の完成で、計26町余の水田の水不足が解消したとされる。

射和村の溜池建設は、領主権力ではなく、まさに村や地域社会が実施主体となった開発事業であった。18世紀半ば以降の日本社会では、農業水利施設事業の主体として、領主権力に代わり地域社会が重要な役割を担うようになるのである。

3. 熊本藩政と手永制の変容

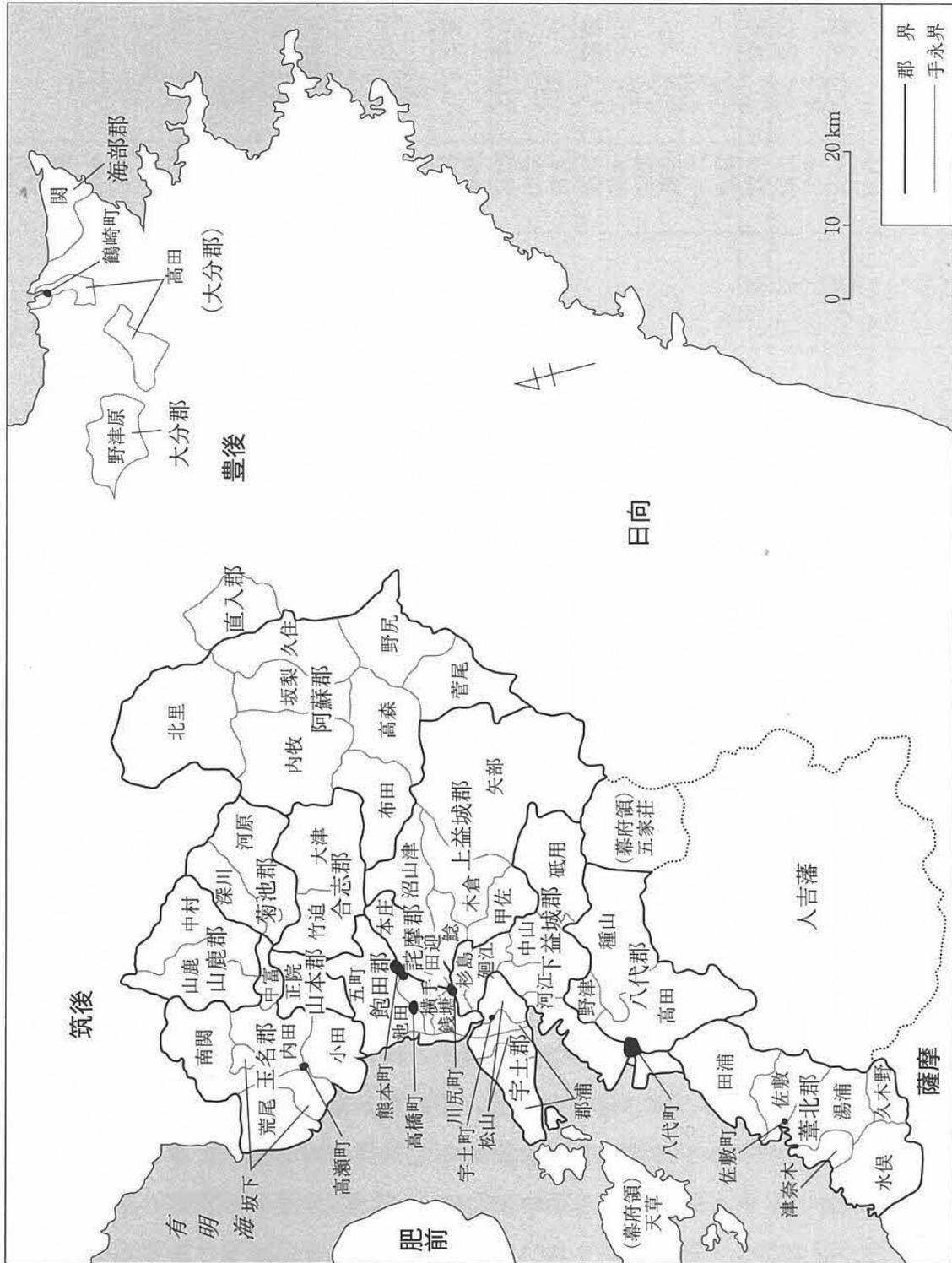
ここでは、地域開発事業の担い手の変化が顕著に確認できる、熊本藩政と手永制の関係について検討する。検討の素材とするのは、熊本藩の藩政史料である「細川家文書」²と、布田保之助と同時代に惣庄屋を勤めた古閑才蔵の関係史料である「古閑家文書」³である。

熊本藩は、球磨郡と天草郡を除く肥後国の大半と豊後国の一部から構成され、1630年代から廃藩置県まで細川家（国持大名）が一貫して支配した。総石高は、表高が54万石、現高が約75万6000石であり、近世を通じて大きな変化はなかった。

同藩の中央政庁（藩政府）における農村行政担当部局は郡方である。郡方奉行のもとに郡代が置かれ、中級藩士が任命された。領内の18郡は郡代が管轄する14区画に編成され、郡の下に合計51の手永が置かれた（【図5-4-1】を参照）。一郡あたり平均手永数は3.4、一手永あたり平均村数は31.3、平均石高は約1万5000石である。街道沿いや同一水系沿岸の村々で構成される手永は、小大名領に匹敵する規模を有した。手永の責任者が惣庄屋であり、その執務機関として、各手永には会所という施設が設けられた。手永会所には、手代・下代・会所詰などの会所役人が常勤し、会所役人が村庄屋を兼ねることも多かった。村の運営は、村庄屋を責任者として行われた。惣庄屋から村庄屋まではすべて百姓身分の出身であり、彼らは「地方役人」と総称される。

熊本藩では、18世紀後半の藩政改革を通じて、藩政府の関与が強かった水利土木普請や山野山林管理などの勸農業務、農村部における地域警察業務が、いずれも郡や手永の業務となっていた。水利土木事業を例にあげると、改革以前は、河川・溜池・海辺の堤・塘筋普請を藩政府の塘方が、用水・分水施設の井樋作事を同じく井樋方が担当していた。前者では、従来は事業ごとに塘奉行が任命され、現地に赴いていたが、宝暦4年（1754）の塘奉行廃止後は惣庄屋の「請込」となり、その補佐役である塘方助

図5-4-1 19世紀熊本藩領の郡・手永区画図



出典：今村直樹『近世の地域行財政と明治維新』（吉川弘文館、2020年）26・27頁。

役が地元の在御家人（郷士）から採用された（吉村2013）。後者では、明和7年（1770）に領内の惣庄屋集団が、用水が少ない郡の場合、その作事を惣庄屋が一郡限りで引き受けたいと願っている。その際、藩政府は回答を保留したが、天明元年（1781）になると、飽田託摩・上下益城・宇土・玉名の各郡による用水作事の「御郡引受」とともに、井樋方助役を在御家人から採用するように達した⁴。郡受とは、普請作事の立案・準備・実施を郡・手永で完結させるものであり、その後、用水作事の郡受対象地域は領内全体に拡大された。天保6年（1835）の藩の職制機構図（「職制」）によると、藩政府における塘方や井樋関係の役人はわずか6名である⁵。18世紀後半を通じて、熊本藩における水利土木事業の担い手が、領主権力から地域社会へと移行したことが明瞭である。もちろん、既存の堤・塘筋や用水などの維持管理費用については、藩政府からの支給は続けられたものの、次に述べる請免制の実施後に新設された農業水利施設の費用は、地域社会が負担することとされた⁶。

そして、享和3年（1803）に熊本藩は、検見制から定免制へと移行する年貢制度改革を行った。熊本藩の定免制は「請免制」と呼ばれ、定額年貢高を請け負う単位を村ではなく、広域的な手永に設定した点に特徴がある。請免制は、数千石規模の年貢量の安定的な確保を手永に義務付けるものであり、藩政府は惣庄屋たちと粘り強く交渉を重ね、最終的に実現までこぎつけた。注目されるのは、交渉のなかで領内の惣庄屋全員が、請免制の受け入れ条件として、手永の行財政や自治的機能の強化に関する要求を出し、それを藩政府に認めさせた点である。とくに、請免制の実施期間における土地管理権限の委任、藩役人の農村出張の中止、同じく農村部の祭礼への出張中止を認めさせている点は重要である。手永側は、藩役人の直接的な関与がなくとも、百姓身分による力量で「自治」が可能であると表明したのである。

請免制の実施後、各手永は多額の年貢量を毎年確保し続けるため、自らの財政強化を進めた。手永会所には、手永・村の地域入用（会所并村出米銭）の残余のほか、請免制とともに備蓄が認められた質屋・造酒屋の運上銭、富裕層からの献金（寸志）、手永の事業に基づく新規開発地からの収入が蓄積された。それらは手永の管理財源として、文政年間には「会所官銭」と呼ばれるようになった。会所官銭は、通潤橋・通潤用水などの農業水利施設事業費や、荒廃農村の復興や貧民救済などにひろく運用されることになる。

天保14年（1843）、藩政府の郡方役人は、領内各手永の会所官銭の運用状況に関する調査結果を報告した。その結果、判明した領内の会所官銭総額は、金2500両余、銀40貫余、銭（藩札）3万2000貫余、米穀20万5000石余である⁷。これを当時の米価で換算すると約50万石となり、現有分だけでも約13万石となる。当該期の熊本藩領の農業・非農産物の総額は約198万石に達しており、請免制の実施後に大きな経済成長があった事実が確認されているが（今村2017）、それとともに手永の財政も急成長していたのである。

請免制の実施後、財政とともに手永の行政機能も大きく拡大した。一手永あたりの会所役人は、18世紀半ばの時点では5名程度という手永もあったが（松崎2013）、藩政改革や請免制を経て手永が担う社会的機能が拡大すると、その人員も増加した。嘉永7年（1854）時点の託摩郡本庄手永の会所の場合、手代以下22名もの会所役人が常勤したことが確認できる⁸。彼らの給与は、前述した手永・村の地域入用から支出された。

注目されるのは、会所役人の業務内容である。会所役人ごとの担当業務を記した「会所分職帳」によると、嘉永7年の本庄会所の場合、手代などの幹部役人クラスで20～30程度、小頭などの中堅役人クラスで10～20程度の業務数を担当していた⁹。その業務内容は、徴税、勸農、土地管理、道橋や用水などの普請作事、山林管理、水防対策などの河川管理、刑政、荒廃農村対策、貧民救済、住民管理、役人の人事管理、消防など多岐に及んでいる。これらは、地域社会の公共的業務に関わるものが少なくない。本庄会所の手代の場合、熊本平野を南北に横断する白川が洪水した際の水防業務を担当している。現在

の地方公共団体による防災業務担当の歴史的起源を物語るものといえよう。

以上でみたように、18世紀後半の藩政改革や19世紀初めの請免制を経て、手永の行財政や自治的機能は大きく拡充した。手永会所では常勤吏員である会所役人が増員され、地域社会の公共的業務を担うとともに、特別財源である会所官銭が形成された。このように独自の常勤吏員と巨額財源を有し、広範な公共的業務を担当した点は、他藩の大庄屋制や幕領の組合村と比較した際、熊本藩の手永制の重要な特質だと評価できる。

18世紀半ば以降、領主権力に代わって地域社会が農業水利施設事業で重要な役割を担うなか、とくに巨額の資金（藩札727貫余）と高い計画性をともなった通潤橋・通潤用水事業が地域社会の力によって実現できた背景には、ここでみた熊本藩政と手永制の変容、そして手永制独自の特徴が存在していたのである。

4. 通潤橋・通潤用水事業の技術と手永制

前述のとおり通潤橋・通潤用水は、水路橋の規模の大きさ、鞘石垣やサイホン構造の採用など、技術的にも大きな特徴を有する。それでは、かかる高度な技術を必要とする事業が、百姓身分が運営する手永制によって、どのように遂行されたのだろうか。ここでは、古閑家文書を参照しながら考察を進めたい。

廃藩置県直後の明治5年（1872）8月、巡回視察のために九州に赴いた明治政府（大蔵少丞）の林友幸は、通潤橋の威容を目の当たりにする。それがきっかけとなり、旧矢部手永惣庄屋の布田保之助は通潤橋建設に尽力したとして、明治6年2月に明治政府から褒賞を受けた。しかし、その6年後の明治12年1月、通潤橋が立地する熊本県第9大区の区戸長3名は、「通潤橋成功賞点ノ儀上申」¹⁰を熊本県権令の富岡敬明に提出する。それは、通潤橋の「大業」は布田一人の力で成し遂げられた訳ではなく、当時の郡代や惣庄屋附属の吏員たちが「合力同心」した結果であり、彼らにも布田と同様の褒賞を求めるものであった。

「通潤橋成功賞点ノ儀上申」では、通潤橋・通潤用水事業に「必死尽力ノ功」を挙げた矢部手永関係者（布田を除く）として、【表5-4-1】の17名が推薦されている。その構成は、惣庄屋の上役である郡代のほか、郡代と惣庄屋の腹心である郡代手附横目、手代・下代・会所詰などの会所役人、通潤用水懸りの白糸台地の村庄屋たちである。このうち会所役人が最も多く（8名）、当該事業における彼らの貢献度の高さがうかがえる。

注目すべきは、通潤橋の築造担当者（通潤橋営築根方）を務めた会所役人の佐野市郎右衛門（下代）と石原平次郎（会所詰）である。通潤橋の設計施工に関する詳細記録「通潤橋仕法書」¹¹には、鞘石垣の勾配を算出した人物として、石工の卯市、大工の惣十郎とともに、佐野・石原の名が記されている。つまり、巨大な石垣アーチ水路橋建設を技術的に可能にした要因の一つには、算術に熟練した会所役人の存在があったのである。

それでは、佐野・石原たちはいかにして高度な技術を習得したのだろうか。一般的に百姓の子弟が、会所役人などの地方役人を将来の職業として志望する場合、10代で無給の会所見習となり、手永会所に出仕することが慣例であった。会所見習は、先輩たちから筆算や職務内容などの厳しい教育を受け、数年後に能力が認められれば、有給の会所役人に採用された。吉村豊雄氏や筆者の研究によると、19世紀に会所役人が順調にキャリアを形成した場合、会所見習（10代前半）→会所小頭・会所詰・庄屋代役（20代）→会所下代・庄屋兼帯（30代）→会所手代・庄屋兼帯（40代後半）というルートをとることが多かった（吉村2013、今村2020）。能力主義や年功に基づく地方役人のキャリア形成のルートが、当該期には確立されていたのである。

表5-4-1 通潤橋・通潤用水事業関係者一覧（矢部手永）

| 役職名 | 人名 |
|------------------|---------|
| 上益城郡代 | 上妻半右衛門 |
| 上益城郡代手附横目 | 石原夫兵衛 |
| 上益城郡代手附横目 | 石坂禎之助 |
| 矢部手永会所手代、修築費受払方 | 高橋文次 |
| 矢部手永会所手代、修築費受払方 | 工藤惣次郎 |
| 矢部手永会所下代、通潤橋営築根方 | 佐野市郎右衛門 |
| 矢部手永会所詰、通潤橋営築根方 | 石原平次郎 |
| 矢部手永会所外廻根締小頭 | 佐藤傳兵衛 |
| 矢部手永会所外廻小頭 | 本田仁一郎 |
| 矢部手永会所外廻小頭 | 渡邊平左衛門 |
| 矢部手永会所外廻小頭 | 井手仁三郎 |
| 矢部手永塘方助役 | 間部市太郎 |
| 矢部手永小原村他2か村庄屋 | 原田平左衛門 |
| 矢部手永白石村他1か村庄屋 | 渡邊太郎兵衛 |
| 矢部手永牧野村庄屋 | 原田利兵衛 |
| 矢部手永新藤村庄屋 | 岩崎清蔵 |
| 矢部手永小ヶ蔵村庄屋 | 井崎弥太郎 |

出典：「明治十四年 褒賞篤行」（熊本県公文類纂、10-19、熊本県立図書館所蔵）より作成。

さらに古閑家文書には、19世紀における会所役人の算術や石垣技術の習得に関する興味深い史料が存在する。第一に、算術師範が定期的に手永会所を訪問し、若手の会所役人を教育していたとする史料である。嘉永7年（1854）正月、本庄手永惣庄屋の古閑才蔵は、若手の役人7名に対して、「各算術未入門ニ相成居不申候ハ、島田権左衛門を月ニ一兩度宛招受可申候間、修行ニ相成度存候」と述べ、算術師範の島田への入門を義務付けている¹²。藩の算術師範からも定期的に教育を受けることで、地方役人は高度な測量技術を習得し、通潤橋・通潤用水のような農業水利施設の設計施工が可能になったと考えられる。例えば、阿蘇郡野尻手永津留村庄屋の儀太郎は、同手永における農業水路開削事業の着工時（嘉永2年4月）から算術師範の牛島五左衛門に入門し、測量に習熟したため、同事業の測量方として長年活躍したという¹³。

第二に、古閑家文書から新たに発見された「石垣秘伝之書」の写本である。北垣聰一郎氏によれば、同書は熊本城の石垣にみられる穴太の技術＝「矩返し勾配」を説いたものとされ、「上妻本」（寛保3年〔1743〕）、「北川本」（延享4年〔1747〕）、「野口本」（延宝8年〔1680〕）の三つの写本がある。「上妻本」は、熊本藩士の中西善助が、同藩の穴太である北川作兵衛に懇望して秘伝書を書写したものであり、北川の祖父は加藤清正に召し抱えられ、熊本城普請に携わった人物とされる（北垣2014）。今回発見された「古閑本」には、文化2年（1805）7月吉日付の中西栄助保壽の自署があり、彼は中西善助の子孫ではないかと想定される。本稿では、上述した三つの写本の内容と「古閑本」のそれとの比較検討には踏み込まないが、熊本城の「矩返し勾配」の技術を説いた秘伝書を、19世紀の惣庄屋が入手していた事実は極めて重要である。18世紀後半以降、水利土木事業の担い手が、領主権力から地域社会へと移行するなかで、それを可能にする財政（財源）だけでなく、近世城郭の石垣築造のような専門技術までも、地域社会のものとなっていたのである。

通潤橋の完成後、布田が部下であった佐野・石原両名の功績を称えるべく、旧藩の重役に提出したとされる「矢部郷通潤橋建設根請之小吏尽力記」¹⁴には、「台橋ノ仕法筋ヨリ、車橋石ノ長短、豊石仕法組ヲ初メ勾配ニ至迄、所々ノ的例ヲ探索」したとあり、両名が水路橋の設計や石垣の勾配などに関して、多くの事例を調査したことがわかる。また、明治7年4月編纂の「通潤橋の記事」¹⁵には、通潤橋建設に際して布田たちが、「広く和漢の比例を探索し、諸賢・庶官の高論を討察し、石工をして穴生棟梁ニ

謀り、熊本城中の石壁大成不動の石組を熟得せしめ」と記されており、石工も熊本城の石垣技術を習得していたことがわかる。「古閑本」の発見は、古閑と同様、布田たちが何らかの手段で「石垣秘伝之書」を入手し、それを参考にして佐野・石原や石工の卯市たちが、鞘石垣の勾配を算出した可能性を提起するものといえよう。

通潤橋・通潤用水事業で手永制が果たした技術的役割という点で、もう一つ指摘したいのが、藩領や肥後国を単位とした手永や地域社会間の協力関係である。既に、通潤橋・通潤用水の事業費に関しては、藩政府からの借用金を除けば、矢部手永や上益城郡内の富裕層からの献金や借用、同手永の会所官銭からの支出、同郡内の他手永からの出資などで賄われたことが明らかにされており（吉村2013）、郡・手永を単位とした資金面での協力関係がうかがえる。こうした協力関係について、技術面ではどのような事実が看取できるのだろうか。

ここで確認すべきは、通潤橋・通潤用水事業に係った石工や土木技術者の出身地である。【表5-4-2】は、通潤橋の袂にある石碑（「通潤橋建築中勉勤之銘」）に刻まれた彼らの一覧である。石工頭の宇一（矢部手永小野尻村）や副頭の丈八（八代種山、後の橋本勘五郎）など、全63名が記されている。当時の日本で最高水準の石橋築造技術を誇ったのは、八代郡種山手永居住の石工集団（種山石工）であるが、丈八をはじめ12名も参加している。これは、通潤橋の地元である矢部手永の12名と並んで最多である。【表5-4-2】は、種山石工が当該事業に果たした役割の大きさを裏付けるものだろう。

しかし、他方で注目されるのは、種山以外にも熊本藩領の広範囲から、あるいはまとまった石工集団が存在する藩領外（幕領）の天草からも、多くの石工たちが当該事業に参加している事実である。藩領内でみれば、八代郡や矢部手永がある上益城郡のほか、下益城・阿蘇・芦北の各郡、豊後国、熊本・高瀬両町からの参加が確認できる。この事実は、石工たちの広域的なネットワークの存在とともに、熊本藩領という領国地域社会を単位として、郡や手永などの行政機構が相互に技術協力を展開していた可能性を示唆する。

手永による水利土木事業がさかんに行われていた幕末期、惣庄屋と地元の石工との関係には密接なものがあり、当該事業に熟練した彼らが、郡や手永をこえて技術指導を行うことも多かった。例えば、安政4年（1857）8月、豊後国の大分郡野津原手永で石橋（目鑑橋）築造が計画された際、当地の郡代中村恕齋は同僚の郡代たちと折衝し、藩領内の惣庄屋から目鑑橋築造に通じた惣庄屋と石工を借り受け、現地での技術指導が行われた。その惣庄屋こそ、通潤橋・通潤用水事業を完成に導いたばかりの矢部手永惣庄屋の布田保之助であり、【表5-4-2】の石工頭として活躍した同手永小野尻村の宇一（史料原文には「卯市」と記載）であった（吉村2007）。【表5-4-2】からは、通潤橋・通潤用水事業に野津原から喜太郎なる石工が参加しており、安政4年に布田と宇一が技術指導のために野津原に赴いたのは、その返礼という意味合いがあったのかもしれない。

熊本藩の場合、中級藩士が任じられた郡代はもとより、百姓出身である惣庄屋も、18世紀半ばの藩政改革以降、出身地を離れて領内の各手永を転勤する存在であった（転勤惣庄屋制）。また、当該期以降の惣庄屋は藩領や郡を単位として定期的に集会を開き、相互に交流を深めていた（三澤2009）。こうした惣庄屋たちの横のつながりや転勤制の経験が、領国地域社会を単位とした技術交流を活性化させていたと考えられる。

まとめると、高度な技術と高い計画性をともなった通潤橋・通潤用水事業が、百姓身分が運営する手永制によって遂行できた背景には、18世紀後半以降、水利土木事業の担い手が領主権力から地域社会へと移行するなかで、幕末期の手永制は当該事業を実行できる行財政組織とともに、近世城郭の石垣築造を含む専門技術まで有していた点、そうした高度な技術に裏付けられた水利土木事業が、惣庄屋や石工たちの相互交流を経て、幕末期には藩領全般で行われるようになっていた点があった。かつて塚本学氏は、近世の水利土木技術をめぐって、17世紀は領主権力のもとに集約される傾向が強かったが、民衆の

相互交流や共同事業の進展から地域社会レベルで共有され、やがては民衆自身が技術の担い手となると見通していた（塚本1984）。ここまで検討してきた内容は、上記の塚本氏の見通しを、幕末期の通潤橋・通潤用水事業という具体的な事例に即して実証したものといえる。

表5-4-2 通潤橋・通潤用水事業関係者一覧（石工・土木技術者）

| 役職名 | 出身地 | 人名 | 役職名 | 出身地 | 人名 |
|----------|--------------|------|----------|-------------|------|
| 通潤橋建設石工頭 | 矢部小野尻村（上益城郡） | 宇一 | 修築石運輸頭 | 高田（八代郡） | 勝平 |
| 同副頭 | 種山（八代郡） | 丈八 | | 高瀬（町） | 四郎助 |
| 副並 | 種山（八代郡） | 甚平 | | 熊本（町） | 吉平 |
| | 種山（八代郡） | 榮七 | | 熊本（町） | 又八 |
| | 種山（八代郡） | 岩吉 | | 熊本（町） | 芳右衛門 |
| | 矢部（上益城郡） | 善七 | | 熊本（町） | 舛平 |
| | 菅尾（阿蘇郡） | 繁八 | | 熊本（町） | 圓右衛門 |
| | 中山（下益城郡） | 庄平 | | 熊本（町） | 伊八 |
| | 中山（下益城郡） | 直八 | | 熊本（町） | 猪之吉 |
| | 中山（下益城郡） | 永八 | 台築番匠頭 | 矢部藤木村（上益城郡） | 茂助 |
| | 砥用（下益城郡） | 傳八 | 用掛番匠頭 | 矢部小原村（上益城郡） | 宗十郎 |
| | 木倉（上益城郡） | 嘉次衛門 | | 矢部津留村（上益城郡） | 五兵衛 |
| | 木倉（上益城郡） | 半助 | 井手條石工受負頭 | 田浦（芦北郡） | 勝平 |
| 石工 | 矢部（上益城郡） | 惣左衛門 | | 矢部（上益城郡） | 久五郎 |
| | 矢部（上益城郡） | 銀兵衛 | | 種山（八代郡） | 祐助 |
| | 矢部（上益城郡） | 九平 | | 種山（八代郡） | 李藏 |
| | 矢部（上益城郡） | 新左衛門 | 井手築土手受負頭 | 天草（天草郡、幕府領） | 林助 |
| | 天草（天草郡、幕府領） | 惣五郎 | | 天草（天草郡、幕府領） | 榮八 |
| | 天草（天草郡、幕府領） | 源兵衛 | | 矢部（上益城郡） | 新七 |
| | 天草（天草郡、幕府領） | 亦右衛門 | | 矢部（上益城郡） | 佐右衛門 |
| | 天草（天草郡、幕府領） | 小平 | | | 貞八 |
| | 甲佐（上益城郡） | 善右衛門 | | 阿蘇（郡） | 兵右衛門 |
| | 甲佐（上益城郡） | 庄八 | | | |
| | 種山（八代郡） | 善七 | | | |
| | 種山（八代郡） | 直助 | | | |
| | 種山（八代郡） | 大作 | | | |
| | 種山（八代郡） | 次平 | | | |
| | 種山（八代郡） | 甚作 | | | |
| | 種山（八代郡） | 伊勢松 | | | |
| | 中山（下益城郡） | 久平 | | | |
| | 中山（下益城郡） | 加左衛門 | | | |
| | 豊後 | 岩吉 | | | |
| | 砥用（下益城郡） | 庄左衛門 | | | |
| | 砥用（下益城郡） | 佐兵衛 | | | |
| | 木倉（上益城郡） | 両助 | | | |
| | 河江（下益城郡） | 身助 | | | |
| | 河江（下益城郡） | 多十郎 | | | |
| | 芦北（郡） | 虎吉 | | | |
| | 野津原（大分郡） | 喜太郎 | | | |
| | 熊本（町） | 鉄次郎 | | | |
| | 熊本（町） | 徳次郎 | | | |

出典：「通潤橋建築中勉勤之銘」（石碑）。大津山恭子氏のご教示による。

5. おわりに

本稿で検討した主な内容について、簡潔にまとめる。

第一に、幕末期の熊本藩領で行われた通潤橋・通潤用水事業は、地域社会が実施した開発事業の代表的な事例である。18世紀半ば以降の日本では、農業水利施設事業の主体として、領主権力に代わって地域社会や村が重要な役割を担うようになる。通潤橋・通潤用水事業はそのような歴史的な脈に位置付けられるものであり、それに類する他地域の事例としては、村の資産家や労働力によって進められた1830年代の伊勢国飯野郡射和村の溜池建設があげられる。

第二に、通潤橋・通潤用水事業は巨額の資金と高い計画性をともなったが、これが地域社会の力で実

現された背景として、近世を通じた熊本藩政と手永制の変容や、全国的にみた手永制の特質が存在した。18世紀後半の藩政改革や19世紀初めの定免制を経て、手永の行財政や自治的機能は大きく拡充した。そして幕末期の手永は、独自の常勤吏員とともに巨額の財源を有し、広範な公共的業務を担当していた。かかる点は、他藩の大庄屋制や幕領の組合村と比較した際、熊本藩の手永制の重要な特質である。

第三に、通潤橋・通潤用水は、巨大な石造水路アーチ橋を中核として、鞘石垣やサイホン構造の採用など、高度な技術が用いられた。かかる高度な技術を要する当該事業が、地域社会によって遂行された背景には、幕末期の手永制が近世城郭の石垣築造のような専門技術まで獲得し、手永の吏員たちも測量技術などを習得していた点、熊本藩領という領国地域社会を単位として惣庄屋や石工たちが技術交流を深め、高度な技術に裏付けられた水利土木事業が、幕末期には藩領全般で行われるようになっていた点があげられる。

最後に、通潤橋・通潤用水事業の歴史的 위치について、近代を射程に入れて述べておきたい。当該事業の実施主体となった手永制は、明治3年(1870)に廃止される。諸藩の大庄屋制の多くもほぼ同時期に廃止されており(池田2013)、さらに翌明治4年には廃藩置県が断行されたことで、近世的な地域行政のあり方は大きな転換を迎えることとなった。大庄屋制を支えた吏員や財源は、廃藩置県後の地域社会へ継承されることが多かったが(酒井2018、今村2020)、手永制のように土地管理権限の委任や、新規の農業水利施設事業を巨大財源とともに請け負わせる分権的システムは、明治期以降とられなくなる。明治22年の市制町村制で誕生した町村自治体も、国から重い機関委任事務を課せられる一方で、その財源は些少であったというのが明治地方制度史研究の通説的理解である(藤田1941、金澤2010)。

これをふまえれば、地域社会が実施主体となった大がかりな通潤橋・通潤用水事業は、長い日本史のなかでも、まさに幕末期という特有の時期に実現可能となったものといえよう。その実施過程を明らかにできる文献史料が、比較的豊富に残されている点も重要である。当該事業は、幕末日本の地域社会の到達点とその文化史的意義を象徴する農業水利施設として、日本史上で高く評価されるべき文化財といえる。

<註一覧>

- 1 「通潤橋成功賞点ノ儀上申」(「明治十四年 褒賞篤行」熊本県公文類纂、10-19、熊本県立図書館所蔵)。本史料は大津山恭子氏のご教示による。
- 2 公益財団法人永青文庫所有、熊本大学附属図書館寄託。
- 3 古閑家文書は、19世紀に熊本藩惣庄屋を歴任した同家に伝来した二万点以上の史料群である(個人蔵)。熊本地震後、熊本被災史料レスキューネットワークによって救出され、現在は熊本大学永青文庫研究センターが総合調査を進めている。
- 4 「天明元年 達帳」(細川家文書、9-8-8)。
- 5 熊本大学永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書 熊本藩役職編』(吉川弘文館、2019年) 1号文書。
- 6 (天保12年)11月22日付郡方奉行中達書写(古閑家文書、3-1-86)。
- 7 熊本大学永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書 地域行政編』(吉川弘文館、2021年) 79号(2)文書。
- 8 「嘉永七年 本庄会所役人中分職帳」(古閑家文書、5-2-30)。
- 9 同上。
- 10 前掲「明治十四年 褒賞篤行」。
- 11 山都町教育委員会所蔵。
- 12 古閑家文書、B-23-83。
- 13 「元治元年 町在」(細川家文書、10-2-6) 58号文書。
- 14 前掲「明治十四年 褒賞篤行」。
- 15 同上。

〈参考文献〉

- ・池田勇太『維新変革と儒教的理想主義』（山川出版社、2013年）
- ・稲葉継陽『戦国時代の荘園制と村落』（校倉書房、1998年）
- ・今村直樹「鉱工業生産の数量的接近」（深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史 第2巻 近世』岩波書店、2017年）
- ・今村直樹『近世の地域行財政と明治維新』（吉川弘文館、2020年）
- ・今村直樹・中林真幸「所得と資産の分配」（深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史 第2巻 近世』岩波書店、2017年）
- ・奥村弘「近代国家形成期における地域社会把握の方法について」（『日本史研究』326、1989年）
- ・金澤史男『自治と分権の歴史的文脈』（青木書店、2010年）
- ・北垣聡一郎「近世城郭石垣における勾配のノリとソリについて」（小和田哲男先生古稀記念論集刊行会編『戦国武将と城』サンライズ出版、2014年）。
- ・久留島浩「百姓と村の変質」（『岩波講座 日本通史 第15巻 近世5』岩波書店、1995年）
- ・久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、2002年）
- ・酒井一輔「近代移行期における共有財産の再編と地域統合」（『社会経済史学』84-2、2018年）
- ・谷本雅之「需要変化・技術普及と土木建設・鉱業・製造業」（深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史 第2巻 近世』岩波書店、2017年）
- ・塚本学「用水普請」（永原慶二・山口啓二編『講座・日本技術の社会史 第6巻 土木』日本評論社、1984年）
- ・土木学会編『明治以前日本土木史』（岩波書店、1936年）
- ・トマス・C・スミス著／大島真理夫訳『日本社会史における伝統と創造』（ミネルヴァ書房、1995年）
- ・藤田武夫『日本地方財政制度の成立』（岩波書店、1941年）
- ・三澤純「幕末維新时期熊本藩の『在地合議体制』と政策形成」（吉村豊雄・三澤純・稲葉継陽編『熊本藩の地域社会と行政』思文閣出版、2009年）
- ・松崎範子「十九世紀の宿場町を拠点とする地域運営システム」（森正人・稲葉継陽編『細川家の歴史資料と書籍』吉川弘文館、2013年）
- ・萬代悠・中林真幸「近世の土地法制と地主経営」（深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史 第2巻 近世』岩波書店、2017年）
- ・吉村豊雄『幕末武家の時代相 熊本藩郡代中村恕齋日録抄 上』（清文堂、2007年）
- ・吉村豊雄『日本近世の行政と地域社会』（校倉書房、2013年）

〈付記〉

本稿の作成にあたり、山都町教育委員会の大津山恭子氏に大変お世話になった。末筆ながら記して御礼申し上げる。